

平成 9 年 8 月 1 9 日

姫路市スポーツ表彰要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、スポーツ基本法（平成 2 3 年法律第 7 8 号）第 2 0 条の規定に基づき行うスポーツに関して優秀な成績を収めた者の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 表彰の対象は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市の区域内に居住し、通学し、又は通勤する者
- (2) 本市の区域内に事業所等を有する団体又は当該団体に所属する者
- (3) 本市の区域内に主たる活動の場を有するチーム又は当該チームに所属する者
- (4) 本市にゆかりのある者（次条に規定するスポーツ栄誉賞及びスポーツ大賞に限る。）

(表彰の種類等)

第 3 条 表彰の種類は、スポーツ栄誉賞、スポーツ大賞及びスポーツ賞とする。

2 スポーツ栄誉賞の表彰基準は、オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、世界選手権大会、デフリンピック又はスペシャルオリンピックスにおいて第 8 位以内の成績を収めたときとする。

3 スポーツ大賞の表彰基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、世界選手権大会、デフリンピック又はスペシャルオリンピックスに出場したとき。
- (2) 世界大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、世界選手権大会、デフリンピック及びスペシャルオリンピックスを除く。）で第 8 位以内の成績を収めたとき。
- (3) アジア競技大会、ユニバーシアード競技大会又はアジアパラ競技大会において、第 3 位以内の成績を収めたとき。

4 スポーツ賞の表彰基準は、次のとおりとする。ただし、前項各号に該当する場合を除く。

- (1) アジア競技大会、ユニバーシアード競技大会又はアジアパラ競技大会において第4位から第8位までの成績を収めたとき。
 - (2) アジア大会（アジア競技大会、ユニバーシアード競技大会及びアジアパラ競技大会を除く。）で第4位以内の成績を収めたとき。
 - (3) 全国大会において第3位以内の成績を収めたとき。
 - (4) 日本新記録又は日本タイ記録を樹立したとき。
 - (5) 西日本大会（近畿大会、関西大会等を含む。以下同じ。）において優勝し、又は準優勝したとき。
 - (6) 西日本大会新記録又は西日本タイ記録を樹立したとき。
 - (7) 県大会で優勝したとき。
 - (8) 兵庫県新記録又は兵庫県タイ記録を樹立したとき。
 - (9) 前各号に該当しない場合で特に優秀と認められるとき。
- 5 前3項の規定による表彰は、表彰を行う年の前年中の成績によるものとする。ただし、同一年に複数の賞の表彰を受けることはできないものとする。（推薦）

第4条 表彰は、本市関係の学校、事業所、各競技種目団体等からの推薦に基づいて行う。

- 2 本市関係の学校、事業所、各競技種目団体等は、前条第2項各号、第3項各号又は第4項各号に該当する者（以下「候補者」という。）があるときは、市長が別に定める日までに次に掲げる事項を記載した書類に成績又は記録を証明するものを添付して市長に提出するものとする。
- (1) 候補者の氏名、ふりがな、生年月日及び現住所
 - (2) 候補者の所属する学校、団体名等
 - (3) 該当大会名、大会開催年月日及び成績又は記録
 - (4) その他特記すべき事項
- （審査及び決定）

第5条 市長は、前条の推薦を受けたときは、これを審査し、スポーツ表彰検討会で意見を聴いて、表彰するものを決定する。

（表彰の方法）

第6条 スポーツ栄誉賞及びスポーツ大賞の表彰は、表彰状及び記念品を贈呈して行う。

2 スポーツ賞の表彰は、第3条第4項第1号から第4号までに該当する者にあつては金賞として、同項第5号及び第6号に該当する者にあつては銀賞として、同項第7号及び第8号に該当する者にあつては銅賞として、同項第9号に該当する者にあつては奨励賞として、それぞれ表彰状を贈呈して行う。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、スポーツ賞の被表彰者であつて、その功績が特に顕著なものであると市長が認めたものに対して、記念品を授与することができるものとする。

(表彰時期)

第7条 表彰は、毎年1月から3月までの間に行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

(令和8年の特例)

2 令和8年に行われる表彰の対象となる小学生及び中学生に限り、第3条第5項の規定の適用については、同項中「前年中」とあるのは「前年4月から前年12月まで」とする。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月30日から施行し、改正後の第2条から第4条まで及び第6条の規定は、令和2年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱中第3条、第4条、第6条及び第7条の改正規定は令和7年1月1日から、第2条の改正規定及び附則を附則第1項とし、附則に1項を加え

る改正規定は同年４月１日から施行する。

(適用)

- ２ この要綱による改正後の姫路市スポーツ表彰要綱第３条及び第４条の規定は、令和７年１月１日から適用する。